

論点に対する回答

省 庁 名	法務省、総務省、経済産業省
論 点	<p>令和2年4月27日開催「経済財政諮問会議」による安倍総理指示を受け、内閣府規制改革推進室より、経済4団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟）等に対し、書面手続きや押印の見直し等に必要な事項の要望提出を要請したところ、契約事務の電子化促進に向け、「電子署名及び認証業務に関する法律」に基づく電子署名について、現在のIT技術を踏まえた制度への改善を求める意見が寄せられている。</p> <p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>① リモート署名事業者のサーバに利用者の署名鍵を設置・保管し、利用者の指示に基づきリモート署名サーバ上で自らの署名鍵で電子署名を行う所謂「リモート署名」について、「電子署名及び認証業務に関する法律」における電子署名と解されるのか。また、解されるとすればどのような場合か。</p> <p>② 日本トラストテクノロジー協議会「リモート署名ガイドライン(案) 2019年12月18日時点版」に示された要件を満たすリモート署名が行われた場合、電子署名法第三条による電磁的記録の真正な成立の推定を得られると解されるのか。</p> <p>③ 加えて、民間事業者間の契約において活用が進んでいる一部の電子契約事業者が利用者の指示を受けて自ら電子署名を行うサービスについても、電子署名法第三条による電磁的記録の真正な成立の推定を得られるよう、必要な措置を検討すべきではないか。</p>

【回 答】

- ① 電子署名法における「電子署名」は、その第二条第一項において、電子的な情報(電磁的記録に記録することができる情報)について行われる措置であって、(1)当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること(同項第一号)及び(2)当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること(同項第二号)のいずれにも該当するものとされている。リモート署名サービス提供事業者のサーバに利用者の署名鍵を設置・保管し、利用者が当該事業者のサーバにリモートでログインした上で利用者自らの署名鍵で措置(電子署名)を行う所謂「リモート署名」であっても、上記(1)及び(2)を満たすものについては、電子署名法における「電子署名」に該当するものであると認識している。
- ② 電子署名法第三条は、「本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)」が行われている場合は、電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)の真正な成立の推定(所謂「推定効」)が働くことと規定しているところ、同条は、電子署名を行ったのが本人であること自体を推定するものでなく、電子署名を行ったのが本人であると裁判所により認定されることを要件として、電磁的記録の成立の真正を推定するものである。
- そして、同条の「これを行うために必要な符号及び物件」とは、公開鍵暗号方式を利用した電子署名では、署名鍵及び署名鍵が格納された物理的な媒体を指すものとされており、これらを適正に管理することにより「本人だけが行うことができることとなるもの」とは、(1)署名鍵については、十分な強度の暗号が用いられていること(例えば、他人が公開鍵から秘密鍵を割り出して暗号化することができないアルゴリズムと鍵長が用いられていること)を、(2)署名鍵が格納された物理的な媒体については、本人以外に使用不可能な方法で管理され得るものであることをそれぞれ指すものと解される。
- 日本トラストテクノロジー協議会(JT2A)が本年4月30日に公表した「リモート署名ガイドライン」は、署名鍵の保管や運用等に関してリモート署名事業者が参照すべきセキュリティ基準等を示したものである。取引の安定性の確保の観点から主務省において速やかにその内容の精査を行うほか当該ガイドラインの運用状況等を注視していくことが必要であるものの、当該ガイドラインに示された基準が電子署名法第三条の要件を満たす場合に、同条の推定効が働くことは、否定されるものではない。
- ③ 電子署名法の立法は、その当時、一般に電子署名と呼ばれる措置について、その内容は様々なものが存在する上、社会的にも、一般国民が広く署名・押印と同等のものとしてこれを用いるという慣行が認められるわけではなかったものの、わが国社会の高度情報化推進のために不可欠な基礎整備として、いわゆる電子署名に署名・押印と同等の取扱いを認める必要があるということから要請されたものである。そのため、推定規定を適用する一つの方法として、署名・押印と同等の効力を認めるにふさわしい、諸外国でアドバンスド電子署名と呼ばれている措置、すなわち「本人でなければ使用することができない方法によるものであること」という要件を満たす措置に限ることとされたものと承知している。
- 他方で、電子署名法第三条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に照らして電磁的記録の真正な成立を裁判所が認定することは可能である。
- ご指摘の「電子契約事業者が利用者の指示を受けて自ら電子署名を行うサービス」について、現行法下での規律を説明すると、上述の通り、電子署名法第三条の推定効が働くためには、電磁的記録の作成者本人による電子署名が必要である。当該サービスは、契約当事者ではなく、電子契約サービス提供事業者が、当該事業者自身の秘密鍵を用いて電磁的記録に電子署名を行うものであることから、当該電磁的記録の作成者を当該契約当事者とする場合には、同条の「本人による電子署名」には当たらず、推定効は働き得ないと認識している。
- 他方で、契約当事者(利用者)間で電磁的記録(契約書)の成否に争いが生じた場合においては、電子契約事業者に対する利用者の指示の内容や、当該指示に基づき電子契約事業者において当該電磁的記録に電子署名が行われた状況等の個別の事情を立証することによって、当該電磁的記録が真正に成立したものであることを証明し得ると認識している。